

疑問相談

法人税

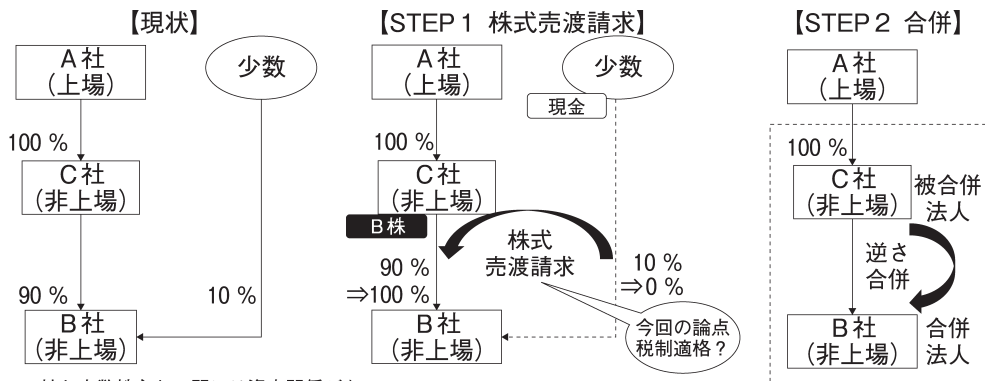
株式売渡請求による 100 %子会社化後に逆さ合併する場合の 適格株式交換等の「支配関係継続要件」について

Q

上場会社 A 社（以下「A 社」）は、同業種の取引先である非上場会社 B 社（以下「B 社」）の発行済株式の 100 % を、双方の事業のシナジーを高めるため取得したいと考えています。A 社は B 社株式取得のためのピークルとして 100 % 子会社である C 社を設立し、C 社は A 社から受けた出資金と銀行からの借入金を原資として、B 社株式を 100 % 取得する予定です。B 社の発行済株式の 90 % を保有する株主とは既に株式譲渡契約（以下「本件株式譲渡契約」）に基づき適法に株式売買を実行しており、今後、他の 10 % の株主からは株式売渡請求（以下「本件株式売渡請求」）により取得することを検討しています。C 社は本件株式売渡請求により B 社株式を 100 % 取得した後、すみやかに B 社を合併法人、C 社を被合併法人とする逆さ合併の実施を検討しています。逆さ合併を行う理由は許認可の観点からの要請によるものです。なお、その後の再編は見込まれていません。

平成 29 年度税制改正により、株式売渡請求が法人税法上株式交換等に該当した場合において、税制適格要件を充足しない場合、株式交換等完全子法人の有する一定の資産に対して時価評価課税が課されるものと理解していますが、本件株式売渡請求では税制適格要件を充足するのでしょうか。本件株式売渡請求において、「STEP 1 の適格株式交換等の要件のうち、支配関係継続要件以外の要件」及び「STEP 2 の合併の税制適格要件」を充足することは確認済みですので、支配関係の継続要件の充足可否について教えてください。

■ 本件の概要



- * 1 A 社と少数株主との間には資本関係がない
- * 2 A 社には 50 % 超を保有する株主及び株主グループはない
- * 3 STEP 1 の時点で STEP 2 は予定されている
- * 4 STEP 1 及び STEP 2 は会社法等の法令に従っており、各手続及び条件は適正である

A

本件株式売渡請求は、法人税法上株式交換等に該当するため、適格株式交換等の要件を充足するかどうかを確認する必要があります。

適格株式交換等の要件の一つに支配関係継続要件がありますが、本件株式売渡請求後に、合併法人が株式交換等完全子法人となる（逆さ合併となる）予定であるため、合併後に合併法人と株式交換等完全子法人との間の完全支配関係の継続が見込まれないことから、当該要件を充足できず、本件株式売渡請求は、非適格株式交換等に該当し、株式交換等完全子法人である B 社の保有する一定の資産について時価評価課税が生じる可能性があります。

ただし、平成 31 年度税制改正大綱より、当該要件が改正される可能性があるため、今後の税制改正の動向を確認する必要があります。

【解 説】

1 株式売渡請求の税制適格要件

(1) 平成 29 年度税制改正によるスクイーズアウト税制

平成 29 年度税制改正により、対象法人の関与と少数株主の強制排除という金銭交付型の株式交換によるスクイーズアウトと同じ経済効果を生じさせる行為（全部取得条項付種類株式、株式併合、株式売渡請求によるスクイーズアウト）については、株式交換等と定義され、組織再編税制の下に位置づけられたうえで、株式交換と同じ適格要件を課すこととされました。

(2) 株式交換等の定義

定義規定として「株式交換等」とは、株式交換及び全部取得条項付種類株式、株式併合、株式売渡請求により対象法人が最大株主である法人又は一の株主である法人との間にこれらの法人による完全支配関係を有することになることとされました（法法 2 十二の十六柱書）。

株式交換等に該当する株式売渡請求によるスクイーズアウトとは、具体的には、対象法人の一部株主が対象法人の承認を得て、対象法人の他の株主（対象法人及び一の株主との間に完全支配関係がある者を除く）の全てに対して法令（外国の法令を含む）の規定に基づいて行う対象法人の株式の全部を売り渡すことの請求に係るその承認により法令の規定に基づき対象法人の発行済株式（一の株主又は一の株主との間に完全支配関係がある者が有するものを除く）の全部が一の株主に取得されることとなることをいいます（法法 2 十二の十六ハ）。

この場合において、「株式交換等完全子法人」とは株式売渡請求に係る対象法人を指し（法法 2 十二の六の二）、「株式交換等完全親法人」とは株式売渡請求に係る一の株主を指します（法法 2 十二の六の四）。

(3) 税制適格要件

株式交換等に該当する株式売渡請求の税制適格要件は、支配関係がある法人間で行う株式交換と同様です。その要件とは、次のとおりです。

① 金銭等不交付要件（法法 2 十二の十七柱書）

- ② 完全子法人化（法法22の十六柱書）
- ③ 従業者継続従事要件（法法22の十七ロ(1)）
- ④ 事業継続要件（法法22の十七ロ(2)）
- ⑤ 支配関係継続要件（法令4の3①9一）

以下、上記⑤について解説していきます。

(4) 支配関係継続要件

この要件は、株式交換等に該当する株式売渡請求前に対象法人と一の株主との間にいずれか一方の法人による支配関係があり、かつ、当該株式売渡請求後に対象法人と一の株主との間に当該いずれか一方の法人による支配関係が継続することが見込まれていることとされています。ただし、この場合において、当該株式売渡請求後に一の株主を被合併法人とする適格合併（「特定適格合併」）を行うことが見込まれている場合には、当該株式売渡請求の時から当該特定適格合併の直前の時まで対象法人と一の株主との間に当該一の株主による完全支配関係が継続し、当該特定適格合併後に対象法人と当該特定適格合併に係る合併法人との間に当該合併法人による完全支配関係が継続することが見込まれていることとされます（法令4の3①9一）。

2 本件株式売渡請求の取扱い

(1) 株式交換等の該当性

本件株式売渡請求は、対象法人（B社）の一部株主が対象法人（B社）の承

認を得て、対象法人（B社）の他の株主の全てに対して会社法の規定に基づいて行う対象法人（B社）の株式の全部を売り渡すことの請求に係るその承認により会社法の規定に基づき対象法人（B社）の発行済株式（一の株主（C社）が有するものを除く）の全部が一の株主（C社）に取得されることとなるため、株式交換等に該当すると考えられます。

(2) 税制適格要件

上記1(3)のとおり、①金銭等不交付要件、②完全子法人化、③従業者継続従事要件、④事業継続要件、⑤支配関係継続要件を充足する必要があります。お問い合わせの件については、⑤以外の要件は充足しているということですので、以下、⑤について検討します。

(3) 支配関係継続要件

本件売渡請求前に対象法人（B社）と一の株主（C社）との間にいずれか一方の法人による支配関係があり、本件株式売渡請求の後に対象法人（B社）と一の株主（C社）との間にいずれか一方の法人による支配関係が継続することが見込まれている場合には当該要件を充足することになります。ただし、本件株式売渡請求後に一の株主（C社）を被合併法人とする特定適格合併（以下「本件合併」）が予定されているため、当該要件を充足するためには、本件株式売渡請求の時から本件合併の直前の時まで対象法人（B社）と一の株主（C社）との間に一の株主（C社）による完全支配関係が継続し、本件合併後に対象法人（B社）と本件合

併に係る合併法人 (B 社) との間に当該合併法人 (B 社) による完全支配関係が継続することが見込まれている必要があります。

本件においては、STEP 2 の合併後に STEP 2 の合併法人 (B 社) と STEP 1 の対象法人 (B 社) は同一法人となり、両社間の完全支配関係の継続が見込まれることとならないため、当該要件を充足できないと考えられます。

(4) 適格判定

上記(3)の要件を充足できないため、本件株式売渡請求は非適格株式交換等に該当すると考えられます。

本件株式売渡請求が非適格株式交換等に該当する場合、株式交換等完全子法人 (B 社) が保有する一定の資産の時価評価が求められ、B 社において資産の時価評価課税が生じる可能性があります。

(5) C 社を合併法人とする場合の上記(3)の判定

仮に STEP 2 で株式交換等完全子法人 (B 社) を被合併法人とする適格合併が予定されている場合、上記(3)の要件は逆さ合併のケースと異なり、本件株式売

渡請求の時から当該合併の直前の時まで対象法人 (B 社) と一の株主 (C 社) との間に当該一の株主 (C 社) による完全支配関係が継続することが見込まれていれば足りるため、当該合併の合併法人を C 社とすれば、前提となる事実関係より、他の要件も充足できるため、本件株式売渡請求は、適格株式交換等に該当し、B 社が保有する一定の資産の時価評価課税は生じないと考えられます。

ただし、この場合においても、支配関係が 5 年以内の場合の繰越欠損金の制限や時価純資産価額の特例の要件等について別途検討を行う必要があります。

(6) 平成 31 年度税制改正大綱について

平成 31 年度税制改正大綱に、株式交換等の後に株式交換等完全親法人を被合併法人とし、株式交換等完全子法人を合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、その株式交換等に係る適格要件のうち支配関係継続要件について、その適格合併の直前の時までの関係により判定することとされており、当該改正によって判定が異なる可能性があるため、今後の税制改正の動向を確認する必要があります。

※ 本文中、意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト トーマツ税理士法人の公式見解ではありません。また、上記記載は掲載日現在有効な法令に基づくことに留意を要します。

《デロイト トーマツ税理士法人 グローバル タックス サービス

パートナー 西村美智子 マネジャー 田中直也》